

令和 8 年度

船橋市母子父子寡婦福祉資金貸付事業
特 別 会 計 予 算

議案第 6 号

令和 8 年度船橋市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 8 年度船橋市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 72,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 8 年 2 月 13 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 : 千円)
款	項	金額
10 繰入金		3,400
	10 繰入金	3,400
20 繰越金		23,400
	10 繰越金	23,400
30 諸収入		39,900
	10 貸付金元利収入	39,450
	30 雜入	450
40 市債		5,300
	10 市債	5,300
歳 入 合 計		72,000

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	金額
10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		24,700
	10 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	24,700
15 公債費		32,400
	10 公債費	32,400
20 諸支出金		14,900
	10 繰出金	14,900
△ 予備費		0
	△ 予備費	0
歳 出 合 計		72,000

第2表 地方債

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	5,300	普通 貸 借	無利子	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に定めるところによる。